

熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

## 熱海市条例第6号

熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年熱海市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 退職管理の状況

第3条中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熱海市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以降の業務の状況の報告について適用し、平成27年度分における業務の状況の報告については、なお従前の例による。